



もがトンのFP通信

～経営者向け～

2014年6月号

2014年1月25日 Expert 勉強会 報告 その1

「事業承継に有効な“持株会社設立” 企業分割からのアプローチ～その理論と実践事例～」
講師 二宮税理士事務所 代表税理士 二宮健司 氏

はじめに

皆様、こんにちは。ファイナンシャルプランナーの最上です。

このFP通信では、大変ご無沙汰いたしておりました。

装いも新たに、『経営者に真に役立つ情報を…!!』をテーマに毎月お届けさせていただければと存じます。

「経営者には“プロ中のプロ”の話を聞いてもらいたい」…そんな思いで勉強会を企画しました。

今回はその1回目…企業の永続的発展にとっては避けて通れない課題「事業承継・相続」をテーマに、税理士の二宮健司先生にお話をいただきました。

二宮先生は、元国税査察官、外資系生命保険会社ライフプランナーなど幅広い分野でご活躍された経験をお持ちの方です。現在は「相続・事業承継対策」の最前線で活躍されておられ、その幅広い知識と経験に裏打ちされた、まさに『資産税のプロ中のプロ』です。特に会社法を活用した“持株会社”スキームは、安定的・効率的、かつ全ての関係者（経営に携わらない社外親族の方々などにも…）が納得・満足する事業承継対策として定評があります。

【セミナー内容・概略】

今回のセミナーは次の通りの構成でお話が進みました。

- I) 「自社株式の相続税評価額」は引下げることができます。…その仕組みとポイント。
- II) 具体的な事業承継対策その1⇒贈与の活用。相続時精算課税制度のメリットと注意点。
- III) 具体的な事業承継対策その2⇒持株会社の設立。
- IV) 上記対策に一工夫…すべての関係者が納得・満足する為には…。
引き継ぐ者の思い。税務の価額と売上の価額の違い。など。（質疑応答より）

以上の内容を3回シリーズでお届けしたいと思います。

I) 「自社株式の相続税評価額」は引下げることができます。 …その仕組みとポイント:

中小・中堅企業の株式は、上場企業のように一般市場には流通しておりません。すなわち誰もが納得する「値段」がないのが実態です。

では、相続などで株式の価値を評価する場合は、どのような「値段」をつけるのでしょうか？ 税務の世界（相続や贈与の時）では、きっちりと決められております。

(1) 原則的計算方法は2つ(①と②)、例外は1つ(③) : (下記スライド5, 6頁の御参照)

- ① 純資産価額⇒純資産(資本の部)を発行株数で割った価額。
- ② 類似業種比準価額⇒同業種の上場企業と「配当」「利益」「純資産」の3要素を比較して『同業種の「上場企業の平均株価」×(評価対象会社に3要素算定値) / (上場企業の平均の3要素算定値)』で決定する。
- ③ 配当還元評価⇒例外。従業員など、いわゆる利害関係外の人しか使えない

(1) 株式評価の計算方法(入門編)

① 原則的計算方法は2つ、例外が1つ

- 計算方法1 純資産評価(これで計算した株価を「純資産価額」という。)
「資産(預金など)」から「負債(借入金など)」を引いて発行株数で割る。個人と同じ考え方。
- 計算方法2 類似業種評価(これで計算した株価を「類似業種比準価額」という。)
上場会社の平均株価に(評価したい会社の利益) / (上場会社の平均利益) などを掛けて、評価したい会社の株価を計算する。利益を下げると著しく評価が下がる傾向がある。

資産	負債
	純資産

$$\text{同業種の上場会社の平均株価} \times \frac{\frac{a}{A} \times 1 + \frac{b}{B} \times 3 + \frac{c}{C} \times 1}{5} \times \text{しんしゃく率}$$

A...上場会社の平均配当 a...評価したい会社の配当 しんしゃく率...大会社: 0.7
 B...上場会社の平均利益 b...評価したい会社の利益 中会社: 0.6
 C...上場会社の平均純資産 c...評価したい会社の純資産 小会社: 0.5

- 実際の株式評価 (1)類似業種と純資産の折衷評価、(2)純資産評価、が原則。(3)配当還元評価は例外。

会社の規模	(1) 類似と純資産の折衷評価		(2) 純資産評価	(3) 配当還元評価
	類似業種評価	純資産評価		
大会社	100% +	0%	100%	配当の10倍、 又は 額面の50% のより高い方
中会社	大	90% +		
	中	75% +		
小	60% +	40%		
小会社	50% +	50%		

セミナー資料
スライド5頁

セミナー資料
スライド6頁

(1) 株式評価の計算方法(入門編)

② (税務上の)会社規模は5段階

- 会社規模の判定 (但し、従業員数100人以上の場合は無条件で大会社となる。)
非上場企業の実際の株式評価は、類似業種と純資産の折衷評価になります。そして、会社規模に応じて、類似業種評価を〇%使えるか、が決まります。会社規模は「業種」別に、大会社・中会社の大・中・小・小会社の5段階に区分されます。

下表の左半分で「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」による会社規模のうち、より小さい方を採用します。 ⇒

下表の左半分で採用した会社規模と、右半分の「直前期末の売上高」による会社規模のうち、より大きな方を採用します。

直前期末の総資産価額(帳簿価額)				直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模と類似業種評価の割合
直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				取引金額			
総資産価額(帳簿価額)			従業員数	取引金額			
卸売業	小売・サービス業	左記以外		卸売業	小売・サービス業	左記以外	
20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	100% 大会社
14億円以上 20億円未満	7億円以上 10億円未満	7億円以上 10億円未満	50人超	50億円以上 80億円未満	12億円以上 20億円未満	14億円以上 20億円未満	90% 大
7億円以上 14億円未満	4億円以上 7億円未満	4億円以上 7億円未満	30人超 50人以下	25億円以上 50億円未満	6億円以上 12億円未満	7億円以上 14億円未満	75% 中
7000万円以上 7億円未満	4000万円以上 4億円未満	5000万円以上 4億円未満	5人超 30人以下	2億円以上 25億円未満	6000万円以上 6億円未満	8000万円以上 7億円未満	60% 小
7000万円未満	4000万円未満	5000万円未満	5人以下	2億円未満	6000万円未満	8000万円未満	50% 小会社

(2) 自社株の評価額は引き下げることが出来ます。

一般的にオーナー経営者が使えるのは①純資産価額か、②類似業種比準価額です。優秀な会社では、①純資産価額、②類似業種比準価額はいずれも高いと想定されますが、②類似業種比準価額は「利益」を下げれば一時的又は恒常的に低くできます。

前頁のスライド6のように、会社の売上げや総資産額、従業員数により「会社の規模」分けがされており、その規模により株価に反映する①と②の比率が決まってきます。すなわち大きな規模に分類されるほど②類似業種比準価額の割合を大きく出来ますので評価額を低くできると言えます。

このように②類似業種比準価額をうまく活用することで、自社株の評価額を引き下げることが出来ます。具体的には次の2つの流れです。

- ⑦会社規模の分類を出来るだけ「大きく」し、類似業種比準価額の割合を増やす。
- ①類似業種比準価額の3つの要素の内、「利益」をコントロールして類似業種比準価額自体を低くする。

※一般的に純資産はコントロールしにくい。その点利益は一般的に調整しやすい。また、利益項目は「×3」されるのでコントロールに結果が反映しやすい。

(3) 『事業承継の核は自社株評価減』

事業承継対策はいろんな方法があります。各会社、各ご一族の事情により、それぞれの適切な方法があると思いますが、肝心なことは「先ず株価を下げて」から諸方策に取りかかることです。逆は効率が悪くなります。

この第一部でおぼえておいていただきたいのは、「自社株の評価額はある程度コントロール（評価を下げる）ができる。」と言うことです。

～第2部、第3部は次号に続きます。**【ご注意】**

※以下のまとめは、講演主旨を解りやすくお伝えする為、あえて例外などの細かいポイントは無視し、大きく捉えた考え方や基本理論を説明しております。税務上には細かな取扱い規程があるため、今回のスキームを実際に活用される場合は、個別に実態に合わせて調整する必要があります。必ず、貴社のご事情にあわせるため、顧問の税理士の方などの適切な専門家にご相談の上、細かい点で抜けない様にご注意下さいますようお願いいたします。

また、ご質問などございましたら私の方にお問い合わせ下さい。万一、私どもの存じ上げないところで、当まとめの内容に起因して不都合な点が生じましても、私どもは一切責任を負いかねませんのでその点だけはご了承くださいますようお願いいたします。（文責：最上正太郎）

【ご注意】本メールマガジンの記事に紹介・引用しております金融商品等に関しましては、あくまで一般的な内容をご紹介したものです。個々のケースにより効果は変わってきます。限られた紙面での記事でございますので全ての場合を説明できない点があることをご了解下さい。

実際に活用なさる場合は、専門家に内容を詳しくご確認の上でお願い申し上げます。

本記事内容を誤解なさって被られた被害の責任は、当方では負いかねます。何か具体的に本記事内容をご活用になられる場合には、必ず当方までご確認くださいますようお願い申し上げます。

有限会社 最晃堂
～企業のリスクファイナンス
事業承継・相続対策～

電話番号：072-298-3715

FAX 番号：072-298-3726

携帯電話：090-8539-5376

電子メール：mogami@saikoudo.co.jp

ホームページ：<http://www.saikoudo.co.jp>